

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5916	光伝送用分散補償器通則	General rules of dispersion compensators for fiber optic transmission	この規格は、光ファイバを用いて通信を行う光伝送システムにおいて、波長に対する群速度(群遅延)を補償する分散補償器の通則であり、対応国際規格であるIEC 61978-1の初版(2000年発行)を基に2006年に制定され、2012年に、対応国際規格の2009年の改訂を反映した改正が行われた。対応国際規格は、2014年に最新の動向を反映するために第3版に改訂され、用語及び定義の見直しのほか、分散補償器の技術別特徴の一覧表がAnnex Eとして追加された。対応国際規格の用語及び定義の見直しは、この規格の現行版に合わせて追加されたため、現状、両者での技術的な差異はない。 最近、発展途上国のデジタルデバイド解消に向け、分散補償器の需要が続いていることを鑑み、分散補償器を実現する技術別にその特徴を記載し、この規格の利用者にとって、用途に応じて適切な分散補償器を選択するためのガイドラインとして重要な情報であるAnnex Eの情報を追加する改正が必要である。この規格利用者の製品選択時の利便性向上のため、附属書E(Annex E)の追加を行うが、変更部分が限定されることから、追補による改正を行う。	規格利用者へ適切な情報を提供することで、用途に合わせた分散補償器の選択の際の利便性及び選択の適正性が向上することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・分類において、“分散補償器の分類例”一覧表に附属書Eを参照する一文を追加する。 ・分散補償器の技術別特徴の一覧表を、参考の附属書として追加する。	—	IEC 61978-1:2014	MOD	第2条の該当号: 1(種類、品質、性能) 対象事項: 光伝送用分散補償器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	
JSA	06 電子	改正	C61300-3-34	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-34部:ランダム接続時の挿入損失	Fiber optic interconnecting devices and passive components—Basic test and measurement procedures—Part 3-34: Examinations and measurements—Attenuation of random mated connectors	【改正する理由(必要性)】 この規格は、ランダム接続時の光コネクタの挿入損失の平均値及び統計分布の測定方法について規定したもので、IEC 61300-3-34:2009を基に、2012年に発行された。この規格では、試験装置の励振条件の規定に、JIS C 61300-1(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第1部:通則)の附属書B(励振条件)を引用している。しかし、JIS C 61300-1では、2019年の改正で、本文の規定として励振条件を規定した附属書Bが削除された。このため、JIS C 61300-1での引用部分が特定できない問題が生じているため、改正が必要であり、変更点が少ないことから追補による改正を予定している。	改正によって、測定及び試験を行う際の励振条件を明確化でき、規格に基づく試験の適正化を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“装置”の“励振器”において、励振条件として記載しているJIS C 61300-1の“附属書B(励振条件)”を“箇条10(励振条件)”に置き換える。	—	IEC 61300-3-34:2009	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG		